

索道安全報告書

2026 年版

町営湯田スキー場

1. 利用者の皆様へ

当町の索道事業に対して、日頃のご利用ご理解いただきまして誠にありがとうございます。

当町は、経営理念の第一に安全確保を掲げ、安全運輸に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組や安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

西和賀町長 内 記 和 彦

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当町の経営理念の第一は、安全の確保です。「輸送の安全を確保するための方針」を次のように掲げ、町長以下職員に周知徹底しております。

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
- ② 輸送に安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）よく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
- ⑤ 事故、災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

安全輸送を確保するため安全目標を定め、利用者の安全確保に努めた。

- ① 施設の適正な修繕、整備を運輸開始前に行う。
- ② 指差喚呼の徹底
- ③ 報告、連絡の徹底
- ④ 作業時の安全確保の徹底
- ⑤ 職員への教育訓練及び救助訓練の徹底

3. 索道の運転事故等について

(1) 索道運転事故

令和7年度 索道の運転事故はありません。

(2) 災害（地震、雷など）

令和7年度 災害・暴風による運転中止はありません。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和7年度 国土交通省へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導

令和8年1月27日に東北運輸局の保安監査を受験し、下記について改善指示を受け、これに対応しました。

①索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条に基づき定める西和賀町索道運転取扱細則及び単線校庭循環式特殊索道整備細則について、平成26年12月に一部改正を行っていたが、同省令第4条に基づく届出を行っていなかった。
対応：令和8年4月23日付で届出を行いました。

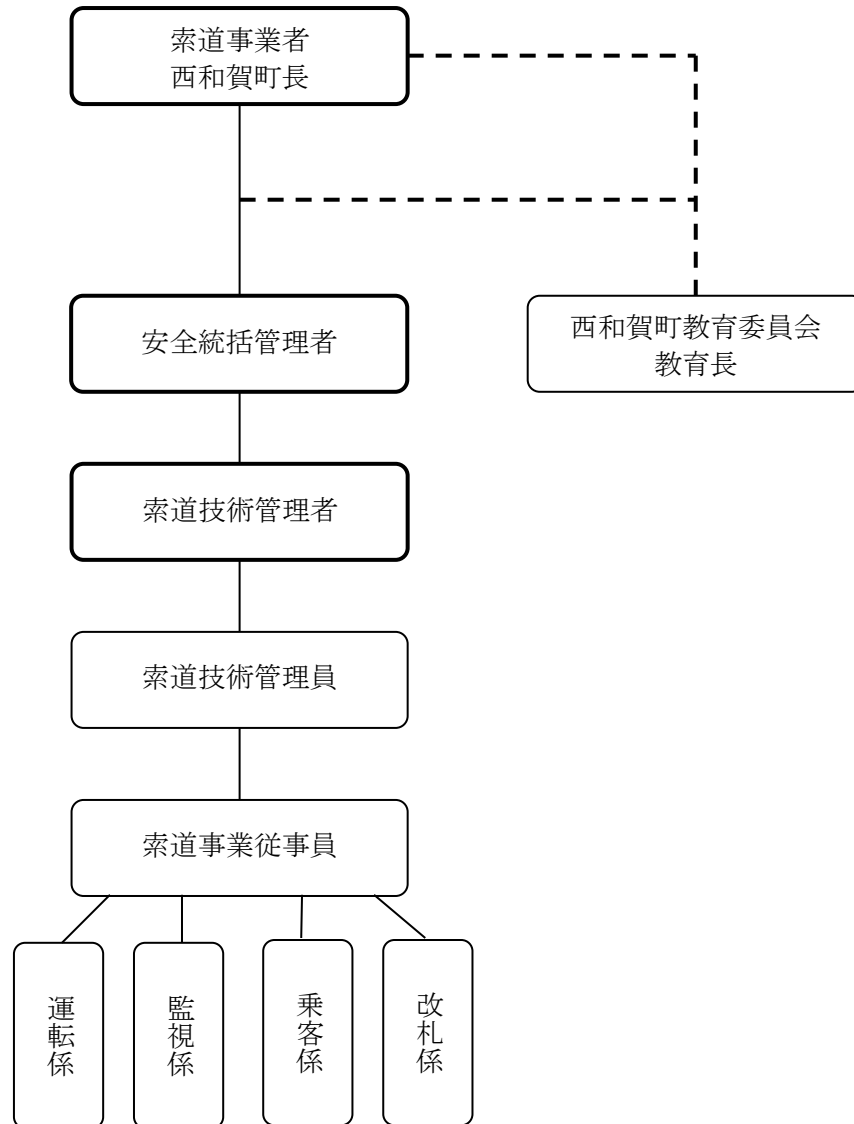
②単線固定循環式特殊索道整備細則第5条に規定する検査において、検査の一部（握索装置の全搬器解体検査）が行われていなかった。
対応：これまでは搬器取付の際に検査し、不具合と思われる症状が出た搬器に応じた対応を取っておりましたが、全搬器の解体検査は実施していなかったため、令和8年3月に全搬器の握索部の解体検査及び部品交換を実施しました。

4. 輸送の安全を確保するための取組

教育訓練…令和8年1月7日、職員による救助訓練を実施。



5. 町営 湯田スキー場安全管理体制図



索道事業者（町長）	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の業務を補助する。

6. 連絡先

〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40 地割 40 番地 71
西和賀町教育委員会 生涯学習課
0197-82-3283

事業所所在地

〒029-5506 岩手県和賀郡西和賀町湯之沢 35 地割内
湯田スキー場
0197-82-2410